

平成30年9月24日  
港湾局海岸・防災課

## 呉港における国土交通大臣による港湾施設の管理の終了 ～全国で初めて港湾法第五十五条の三の三の規定を適用～

呉港においては、平成30年7月16日より、呉港の港湾管理者である呉市からの要請を受け、国が呉港の港湾施設の一部を管理し、漂流物の回収等を実施しております。この度、全ての施設について、管理を終了しましたので、お知らせさせていただきます。

1 管理を終了する時期  
9月24日（月）

2 管理を終了する施設

1 水域施設（泊地）： 川原石南地区泊地（-4.5m）（東側）  
川原石南地区泊地（-5.5m）（東側）

### 【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 谷上（46752）、太田（46764）  
電話：03-5253-8111（代）、03-5253-8689（直通） FAX：03-5253-1654